**◆業務管理体制整備に係る届出チェックリスト（各種申請・届出の際に確認してください）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出等の種別 | 確認事項 | 必要な届出内容等 |
| 1共通 | * 事業者(以下「法人」と言います。)として，業務管理体制に係る届出書（様式第30号）を提出していますか。

　　　　　　　　「いいえ」の場合 | * 業務管理体制に係る届出書(様式第30号)を届け出ていない場合は，遅滞なく，県庁医療介護基盤課に提出してください。
 |
| 2新規指定等 | * 県医療介護基盤課へ届け出ている場合，新規指定等により，本県の区域内で運営する指定事業所（施設）数が，次の３区分で変動しますか。
1. 指定事業所（施設）数が１～19
2. 指定事業所（施設）数が20～99
3. 指定事業所（施設）数が100以上

「はい」の場合 | * 区分の変動があった場合は，遅滞なく，県庁医療介護基盤課へ，業務管理体制に係る変更届出書様式(第31号)を届け出てください。
 |
| 3変更届 | * 次の場合に，県医療介護基盤課に業務管理体制に係る変更届出書（様式第31号）を提出していますか。

「いいえ」の場合①法人の名称又は氏名，主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名，生年月日，住所及び職名②法令遵守責任者の変更③業務が法令に適合することを確保するための規定の概要(指定事業所（施設）数が20以上の場合)④業務執行の状況の監査の方法の概要(指定事業所（施設）数が100以上の場合) | * 業務管理体制に係る届出書(様式第30号)の内容に変更があった場合には，業務管理体制に係る変更届出書(様式第31号)を，遅滞なく県庁医療介護基盤課に届け出てください。
 |
| 4廃止等 | * 事業所を廃止することにより，本県の区域内で運営する指定事業所（施設）数が，次の３区分で変動しますか。
1. 指定事業所（施設）数が１～19
2. 指定事業所（施設）数が20～99
3. 指定事業所（施設）数が100以上

　　　　　「はい」の場合 | * 区分の変動があった場合は，遅滞なく業務管理体制に係る変更届出書様式(様式第31号)を県庁医療介護基盤課に届け出てください。
 |
| * 事業所を廃止するとともに，次のいずれかに当てはまりますか。

①法人は廃止しないが，当該事業者が本県の区域内で運営する指定事業所（施設）がなくなる②法人自体が廃止される　　　　　　　　　　「はい」の場合③法人の廃止・開始の手続き(個人診療所が法人化される場合・法人合併した事業所を引継ぐ場合等）を行いますか。 | * 遅滞なく，次の書類を県庁医療介護基盤課に届け出てください。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 様式第31号の記載内容 |
| ① | 「変更後」欄に，「広島県の区域内で運営する事業所の廃止」と記載 |
| ② | 「変更後」に「法人の廃止」と記載 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 様式第30号の記載内容 |
| ③ | 右上余白に，廃止した法人名を記載(様式第31号の提出は必要ありません。) |

 |
| * 事業所を廃止することにより，本県の区域内で運営する指定事業所（施設）が地域密着型サービスのみとなりますか。また，それらは１の市町の区域内でのみ運営されていますか。

「はい」の場合 | * 指定事業所（施設）が所在する市町の介護保険主管課への届出が必要となります。

※すべての指定事業所（施設）を広島市内のみ，呉市内のみ，福山市内のみで運営している場合は，所在する市の介護保険主管課への届出が必要となります。 |